

商品概要説明書

普通貯金無利息型＜決済用＞

(2026年10月1日現在)

商 品 名	・普通貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 ・キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 - また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・普通貯金無利息型＜決済用＞から各種普通貯金に切替えることはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済部(電話：０７６６－２６－７４１７)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：０７６－４２１－４８１１） 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 高岡